主 文

原判決を破棄する。

本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人白上孝千代の上告理由について。

原判決の確定したところによると、上告人と被上告人との本件売買契約は、第三者たる訴外D酒造株式会社の所有に属する本件土地を目的とするものであつたところ、原審認定の事情によつて売主たる被上告人が右所有権を取得してこれを買主たる上告人に移転することができなくなつたため履行不能に終つたというのである。

そして、本件売買契約の当時すでに買主たる上告人が右所有権の売主に属しない ことを知つていたから、上告人が民法五六一条に基づいて本件売買契約を解除して も、同条但書の適用上、売主の担保責任としての損害賠償請求を被上告人にするこ とはできないとした原審の判断は正当である。

しかし、他人の権利を売買の目的とした場合において、売主がその権利を取得してこれを買主に移転する義務の履行不能を生じたときにあつて、その履行不能が売主の責に帰すべき自由によるものであれば、買主は、売主の担保責任に関する民法五六一条の規定にかかわらず、なお債務不履行一般の規定(民法五四三条、四一五条)に従つて、契約を解除し損害賠償の請求をすることができるものと解するのを相当とするところ、上告人の本訴請求は、前示履行不能が売主たる被上告人の責に帰すべき自由によるものであるとして、同人に対し債務不履行による損害賠償の請求をもしていることがその主張上明らかである。しかして、原審認定判示の事実関係によれば、前示履行不能は被上告人の故意または過失によつて生じたものと認める余地が十分にあつても、未だもつて取引の通念上不可抗力によるものとは解し難いから、右履行不能が被上告人の責に帰すべき自由によるものとはみられないとし

た原判決には、審理不尽、理由不備の違法があるといわねばならない。

従つて、この点を指摘する論旨は理由があり、その余の論旨について判断するまでもなく原判決は破棄を免れず、本件を原審に差し戻すのを相当とする。

よつて、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

吾	謹	部	長	裁判長裁判官
郎	俊	江	λ	裁判官
郎	_	田	松	裁判官
誠		Ħ	岩	裁判官